

昭和十八年原本溪湖位海統製製約書

9-

50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69

契約書

海軍省經理局長武井大助（以下甲ト稱ス）ハ本溪湖純碱（以下本品ト稱ス）ニ就キ昭和十九年三月末日迄ノ納期ヲ以テ海軍軍需（民間受註工場分ヲ含ム）トシテ註文スルモノノ供給ニ關シ株式会社本溪湖鐵公司理事長島岡亮太郎（以下乙ト稱ス）日清商學株式會社理事長三溝又三（以下丙ト稱ス）大倉製菓株式會社常務取締役高橋岩太郎（以下丁ト稱ス）ト契約スルコト左ノ如シ

第一條 乙、丙、丁ハ相互緊密ナル連絡ノセトニ甲又ハ甲ノ指定スル者ガ要求スル本品ノ製造及其完納ニ至ル迄ノ一切ニ關シ別紙第一記載ノ供給分擔區分表ニ依リ業務上ノ責ニ任スルモノトス但シ山元發送以降納入完了迄ニ生スルコトアルハキ缺量ニ對スル損喪ニ對シテハ不可抗力ニ依ル場合ノ外丁之ガ責ニ任スルモノトス

第二條 乙、丙、丁ハ別紙第二記載ノ價格表ニ依リ本品ヲ甲又ハ甲ノ指定スルモノ（以下註文者ト稱ス）ニ供給スルモノトス

第三條 本品ノ乙、丙、丁間ノ受渡手續ハ山元製菓ノ除ノ看責數量

ニ依ルモノトス

第四條 本品ハ第一條ニ規定スル所ニ依リ納入スルト雖モ品質ノ保障及數量ノ確保ニ關シテハ乙ニ於テ其ノ責ニ任スルモノトス但シ不可抗力ニ依ル場合ハ此ノ限りニアラズ

第五條 本品ニ關スル代金ノ請求及領收ニ關スル一切ノ行爲ニ關シテハ乙之ガ責ニ任スルモノトシ必要ニ應ジ丙又ハ丁ニ代理委任ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第六條 本品ハ本溪湖純碱海軍監督官（以下監督官ト稱ス）ノ監督下ニ於テ乙ノ社内検査ニ依リ甲ノ指定セル規格ニ合格セルモノナルヲ要ス

第七條 註文者本品ノ供給ヲ受ケントスルトキハ昭和十四年三月經契約第三號ノ五二〇所定ノ註文書五通ヲ作製シ發付番號ヲ付シ海軍艦政本部會計部ニ送付スルモノトス但シ註文書乙ニ到着後貳ヶ月以上ノ餘裕アル如ク取計フモノトス

第八條 海軍艦政本部會計部ハ前條註文書ヲ接受シタル時ハ調査ノ上一通ヲ監督官ニ他ノ一通宛ヲ乙、丙、丁ニ交付スルモノトス



第九條 乙ハ前條註文書ヲ接受シタルトキハ直ニ昭和十四年三月經契
第三號ノ五二〇所定ノ承諾書ヲ作製シ送付番號ヲ附シ監督官ヨリ經テ
海軍艦政本部會計部及註文者ニ各一通ヲ送付スルト同時ニ丙、丁ニ
其ノ旨通知スルモノトス

第十條 本品納入地ニ到着シタルトキハ受領者ハ必要ト認ムル検査ヲ
行ヒ之ガ引渡ヲ受クルモノトス此ノ場合丁ハ立合フコトヲ得ルモノ
トス

但シ秤量ノ結果註文數量ニ對スル實際納入數量ハ百分ノ五以内ノ増
減差支ナシ此ノ場合ハ本契約單價ニ依リ代價ヲ計算スルモノトス

第十一條 納入ノ遅延ガ乙、丙、丁ノ全部又ハ一部ノ故意又ハ怠慢ニ
因ルモノト甲ニ於テ認ムル場合ヲ除キ海軍契約規程第六條ニ依ル減
少金ハ之ヲ免除スルモノトス

第十二條 前條減少金ヲ免除スル場合ハ遅延ノ原因ガ乙、丙、丁ノ何
レニアリト雖モ甲ヨリ乙ニ支拂フ金額内ヨリ減少スルモノトス
本減少額ニ對シ丙、丁ノ責任ナル場合ハ其ノ責任區分ニ依リ該額ヲ
乙ニ支拂フモノトス

乙、丙、丁責任區分ニ關シ疑義ヲ生ジタル場合ハ凡テ甲ノ認定スル
者ノ責任トス之ニ對シ乙、丙、丁ハ一切ノ異議ヲ申立ツルコトヲ得
ザルモノトス

第十三條 官註文ノモノニシテ納期納入場所ノ變更ヲ必要トスル場合
ハ甲ハ文書ヲ以テ乙ニ之ヲ通知シ乙ハ之ガ通知ヲ受ケタルトキハ直
ニ請書ヲ甲ニ提出スルト同時ニ丙、丁ニ其旨通知スルモノトス但シ
此ノ場合ニ於テ契約代價ノ變更ヲ爲サザルモノトス

第十四條 前項ニ關シテハ乙、丙、丁ニ委任スルコトヲ得ルモノトス
第十五條 官ニ納入シタル本品ニシテ納入後壹ケ年以内ニ有害ナリト
認ムル瑕疵ヲ發見セラレタルトキハ甲ノ指定スル期間内ニ乙ハ無償
ニテ之ガ引換ヲ爲スモノトス

第十六條 乙ハ各註文毎ニ承諾書ヲ爲シタルトキニ於テ別紙第二記載ノ
價格表ニ依ル該金額ノ四分ノ三以内ヲ限り前金拂ヲ請求スルコト
ヲ得ルモノトス此ノ場合ニ於テハ直チニ丙、丁ニ其旨通知スルモノ
トス

第十六條 乙ハ本品ノ納入ヲ了リタル時ハ内詳細書ヲ附シタル代金

支拂請求書ヲ註文者ニ提出スルモノトス
分割納入ノ場合ニアリテハ前各項ニ準ジ請求書ヲ提出スルコトヲ得
ルモノトス

第十七條 官ニ納入ヲ了シタル本品代價ハ請求書受理後十五日以内ニ
當該支出官ニ於テ精算支拂ヲ爲スモノトス

民間受註工場ニ納入ノ場合亦之ニ準ズ

第十八條 乙ハ前條ニ依リ代金ノ支拂ヲ受ケタルトキハ還帶ナク乙、丙
、丁間ノ費用ノ精算ヲ爲スモノトス

第十九條 乙ハ甲ノ承諾ヲ受クルニ非ザレバ本契約ニ依リテ生ズル債
權ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ザルモノトス

第二十條 甲ハ必要ト認ムル場合ニハ甲ノ指定スル官吏ヲシテ本品ニ
關スル各原價ヲ調査セシムルコトアルベシ此ノ場合乙、丙、丁ハ何
レモ官ニ於テ必要ト認ムル資料ヲ提出スルモノトス

第二十一條 乙、丙、丁ハ本契約ニ關シテハ何レモ軍事上ノ秘密ヲ嚴
守スルノ義務アルモノトス

第二十二條 乙、丙、丁ハ甲ノ承諾ヲ受クルニ非ラザレバ何レモ別紙

第一記載區分ノ全部又ハ一部ヲ他ニ委託スルコトヲ得ザルモノトス

第二十三條 本契約ニ關シ疑義ヲ生ジタルトキハ凡テ甲ノ解釋ニ依ル
モノトシ之ニ對シ一切異義ヲ申立ツルコトヲ得ザルモノトス

第二十四條 本品山元、發船港間ノ輸送ニ對シテハ監督官ヨリ公務運
賃割引證ヲ發行シ海上輸送ニ對シテハ甲ニ於テ船腹ヲ斡旋スルモノ
トス

第二十五條 本契約ニ記載ナキ事項ハ大正十一年四月海軍省令第十一
號海軍契約規程並ニ海軍契約規程施行手續ニ依ルモノトス

右契約ヲ證スル爲本書四通ヲ作製シ各自記名調印シ各其ノ一通ヲ保有
ス

昭和十八年四月一日

甲 海軍省經理局長 武井大助

乙 滿洲國奉天省本溪湖市
株式會社本溪湖鐵公司

理事長 島岡亮太郎

丙 滿洲國新京特別市大同大街
日滿商事株式會社

理事長 三溝又三

丁 東京市京橋區蛸塚丁目黒番地九
大倉礦業株式會社

代表取締役 高橋岩太郎



別紙第一

供給分擔區分表

社名	分擔區分
株式會社本溪湖煤鐵公司	製造及山元貨車乘運ノ一切ノ事項
日滿商事株式會社	山元貨車乘ヨリ發船港迄ノ一切ノ事項
大倉礦業株式會社	發船港ヨリ納入完了ニ至ル迄ノ一切ノ事項



別紙第二

本溪湖純鉄價格表（壹圓ニ付）

品名	價	格	記	事
一 號	貳九七	〇〇	海軍指定民間各工場向分ハ左記 各港ニ於ケル指定河岸渡シ價格 及室蘭本船渡シ價格トス 左記 東京、横濱、大阪、神戸、 名古屋、門司、長崎、佐世 保	
二 號	貳九貳	〇〇		
三 號	貳八七	〇〇		
四 號	貳八貳	〇〇		
五 號	貳七貳	〇〇		
六 號	貳六貳	〇〇		
七 號	貳五七	〇〇		

一 低純純鉄ハ各號共本表價格ノ壹〇圓増トス
 二 甲又ハ甲指定ノ各海軍工場作廠証文ノモノニ對スル納入地迄ノ荷造運賃
 其ノ他納入ニ要スル一切ノ費用ハ本表價格中ニ含ムモノトス

三 海軍指定民間工場向ケノ分ハ各港指定河岸ヨリ納入場所迄ノ費用ハ
 其實費ヲ証文者ニ於テ負擔スルモノトス
 四 海軍指定民間工場向ケ分ハ納入場所ノ最寄港以外ノ地ニ於テ本船取
 ヲ爲シタル場合ハ其間ニ生ズル發送諸費用ノ金額費ヲ証文者ニ於
 テ負擔スルモノトス

